

科学技術政策から国際科学技術交流政策への展開調査

(社)科学技術国際交流センター 國谷 実

1. 科学技術政策の中における国際交流政策の位置づけ

科学技術政策の中でも国際交流政策はやや特殊な分野である。そもそも、「科学技術」概念そのものが戦前の昭和13年～16年にかけて誕生したものであり、実体的な意味の科学技術政策がそれ以前になかったというわけではないが、法律や国の計画に科学技術の言葉が使われていなかった状態では、総合的な科学技術政策が検討されたのもこの時期以後であったと考えるべきである。

しかしながら、総合的な科学技術政策が策定されて行く時期は、国家総動員法（昭和13年公布）に基づき、科学動員（または科学技術動員）が国家レベルで論じられた時期でもあった。

このような時代にあって、科学技術政策の中では技術の国家管理と技術の防諜及び諜報（あるいは調査）以外の国際・海外に関する科学技術政策を見ることは難しかった。

終戦により、技術院を中心とした科学技術関係の行政機関は解体され、個別の産業科学技術政策は一部維持されたものの、総合的な科学技術政策は、科学技術行政協議会（STAC）や科学技術庁という行政機関の設置、日本原子力研究所や理化学研究所など主要な研究機関の発足や再編によりやっと開始されることとなる。総合的な科学技術政策も、こうした体制が整備されて初めて検討されることになった。従って、科学技術に関する国際政策が明確に打ち出されるようになるのも早いものではなかった。「科学技術」の名称の付された二国間協定は、やっと1970年代から締結され始めた。特に日米の科学技術協力に関しては、カーター大統領と大平総理の合意に基づき1980年5月に日米科学技術協力協定として初めて締結されたものである。にもかかわらず、締結後7年をもって日米科学技術協力協定は米国側から大幅な改定を要求されることとなった。

本論ではこのような科学技術政策と国際交流政策のギャップを、まず究明することとした。

2. 戦前の科学技術政策における国際的位置づけ

まず第2章では、誕生したばかりの昭和10年代の科学技術政策の背景に科学動員（または科学技術動員）政策があったために、現代で言えばイノベーションに相当する政策（特に、大学を中心とした基礎研究と、民間における応用研究や産業への適用）に関しては各種の結合政策が講じられたものの、科学技術情報流入の減少から、技術の流出を防ぐとともに諸外国の技術情報を収集することがもっぱら求められ、むしろ日本的性格を有する独自の技術の育成が方向づけられることとなった。戦前においては科学技術に関する国際交流政策は存在しなかったといわねばならない。

（なお、副次的であるが、科学動員（または科学技術動員）による研究マネジメントは戦後にも引き継がれ、共同研究の仕組みは日本の技術力の向上・製品の品質向上に貢献していることも明記しておく。特に民間の技術能力の向上が後述の経済摩擦の遠因となったことは重要である）。

戦後は上述のように、1970年代から二国間協定をもとに科学技術の国際協力が積

極的に進められて行くことになったが、日米間においては1980年に日米科学技術協力協定が締結されたにもかかわらず、日米を巡る経済摩擦が原因となり、協定締結後早々の1987年には日米科学技術協力協定の抜本的な見直しを米国から迫られることとなった。

3. 日米科学技術協力協定見直し

第1章では、このような流れの中での日米科学技術協力協定見直しの開始から、交渉経緯、これに伴う様々なセクターの働き掛けをできるだけ詳細に拾い上げることとした。

特に米国では、NASを中心とした学界の動きがまず顕著に表れ、その後、大統領科学顧問と大統領府OSTPが中心となって問題を絞り込み、折しもレーガン大統領の競争力強化政策に呼応する形で大統領声明、民間の競争力委員会や上院での公聴会を含めて政治問題化させて行くこととなった。一部は、OECDの科学技術大臣会合のマルチの場にも取り上げられることとなり、就任早々の竹下総理もレーガン大統領との会談でこの話題を取り上げている。

一方日本においては、協定の交渉以外に、総理の諮問機関である科学技術会議に国際問題懇談会を設け、幅広い議論を展開した。最終的には、当時の前川レポートで唱えられた国際貢献、それを科学技術分野では国際公共財としての基礎研究として位置づけ、科学技術における国際的な秩序の考え方を整理し、これに基づく様々な措置を講ずることとした。

これらは内容のみならず、従来にない政策の取り進め方であり、我が国における科学技術政策の検討や推進の一つのモデルとなるものである。

本研究では、協定改定から20年経過し、当時の経緯が不分明となっていることもあり、できるだけ詳細な資料を探索しevidenceベースで紹介するとともに、当時の関係者からの聴き語りを取材し記録することとした。日米科学技術協力協定の改定は、我が国の科学技術政策において大きな事件であったにもかかわらず、これらを鳥瞰できる形で研究や報告が行われていないようである。現時点においてできるだけ多くの資料と証言を得ておくことが不可欠と考え、その収集に当たった。ささやかなこの研究がこれからの行政の参考になることを期待している。特に、当時の内閣（総理や官房副長官）、科学技術会議と行政部門との関係は、これからの科学技術行政の在り方を検討するためにも参考となるところが大きいと考える。

また第2章の末尾に言及しているように、日米科学技術協力協定の交渉が開始される直前に、研究者たちにより日米摩擦が、先端技術問題として政治問題化する恐れが指摘され、その対策などが提案されていたことは、科学技術政策の研究が予防的効果も持ち得たことを示しており、今後の科学技術政策の立案の参考にすることが有意義であると考えられる。

【参 考】科学動員と科学技術動員について（共同研究制度を主に）

	文 部 省	技術系官庁（技術院等）
科学動員時代	例：日本学術振興会 ● 総合研究（昭和7年～） ● 事変緊急研究（昭和12年～）	
科学技術論争（科学技術新体制確立要綱（昭和16年）、技術院発足（昭和17年））		
科学技術動員時代	例：文部省学術研究会議 ● 研究班（昭和18年～）	例：日本科学技術団体連合会・統同会 ● 研究隣組（研究連絡統一機関） （昭和18年～）



日本学術会議



日本科学技術連盟（品質管理）